二千「キロワット」時以下	千「キロワット」時まで 千「キロワット」時を超える分	・〇四〇 ・〇三〇	・〇二八 ・〇二八	・〇〇二 ・〇〇二
五千「キロワット」時超過	五千「キロワット」時まで 五千「キロワット」時を超える分	・〇三二 ・〇二四	・〇三〇 ・〇二二	・〇〇二 ・〇〇一
準備料、電動機総容量	一馬力毎に一ヶ月	一・五〇〇	一・五〇〇	

備考 一、馬力とは機械力の単位にして、一馬力は四千貫の重きのものを一分間に一尺持ち上る能力。一ワットは一馬力の七百四十六分の一

馬力×$\frac{3}{4}$＝キロワット、キロワット×$\frac{4}{3}$＝馬力。

以上は京都市電気局の規約に依るものであるが、京都電燈のそれも大体に於て共通する。京阪電鉄大同電力の統計は近日中に作成する。

二 如何に戦ふべきか

A 目標を地方的電力の独占資本から電力トラストの線に沿ふて―

B これを更にブルジョア政治支配へ―、電力資本家に対する斗争から、政治権力へ向って斗争を発展すべきである。

C それ故斗争の地区もトラストの線に沿ふて決定すべきだが、順序として、

イ 新市域に斗争の重点を置き

ロ 旧市域の大衆も奮起するやうな要求をかゝげて、これにアデリかけ

ハ これを都部に拡大して行くこと。

D 値下要求は、運動自体が小市民的であるが、その故に社民党は勿論、ブルジョア政党ですら、要求を捲き起す場合が多い。それ故、具体的な要求條項の上に無産階級の値下要求であることを明示し、電力の一般需要者間に階級分化を助長して行くことを考へねばならぬ。

E 値下ゲ要求と、支拂猶予、免除要求とは同時的に起すべきである。

F 電燈会社の従業員、労働者との理解及び有機的連絡。

G 会社側の消灯に対しては、電気事業法施行規約第五十七條「電気供給事業者ハ地方長官ノ許可ヲ受クニアラザレバ、全部又ハ一部ノ事業ヲ休止スルコトヲ得ズ」に依って、知事、会社に大衆的抗議、又は保証金三四十円を供托して、断線拒否処分申請する法律的抗争又は同法第七十二條に依り日限を附して、消灯した後の電線及び取附品の除去を会社に要求する手段。